

職 職 1 4 0

令和3年5月21日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10 4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10 4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福 691）」の一部を下記のとおり改正したので、令和3年5月21日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。



Ⅰ 一般の健康診断

(その2)

令和 年度分

項目	健康診断の受診人員、所要経費等		指導区分及び事後措置									
	対象者数	受診対象者	情報提供者	情報提供者数								
第2.1条関係(1)~(8)												
臨時の健康診断												
子宮頸がん検診												
乳がん検診												
情報機器健診												
採用時の健康診断												
非常勤職員の健康診断												
総合的な健康診断												
心理的な負担の程度を把握するための検査												

職員の総合的な健康診断の受診状況

40歳以上	受診人員	重複受診人員
30歳以上40歳未満	人	人
35歳	人	人
3.5歳未満	人	人

保健指導の実施状況

4.項目有所員等就	人
-保健指導実施数	人
-保健指導実施数	人

(別紙)

Ⅰ 一般の健康診断

(その2)

令和 年度分

項目	健康診断の受診人員、所要経費等		指導区分及び事後措置									
	対象者数	受診対象者	情報提供者	情報提供者数								
第2.1条関係(1)~(8)												
臨時の健康診断												
子宮頸がん検診												
乳がん検診												
情報機器健診												
採用時の健康診断												
非常勤職員の健康診断												
総合的な健康診断												
心理的な負担の程度を把握するための検査												

職員の総合的な健康診断の受診状況

40歳以上	受診人員	重複受診人員
30歳以上40歳未満	人	人
35歳	人	人
3.5歳未満	人	人

保健指導の実施状況

4.項目有所員等就	人
-保健指導実施数	人
-保健指導実施数	人

A.4.(210.297)



## 2 記入要領

(略)

(一般の健康診断)

(1) (略)

(2) 「受診実人員」の項には、検査の対象者で受診した職員について記入すること。この場合において、「一般定期健康診断」の欄については、規則第22条第2項の規定により規則第20条の健康診断における検査に代えることとした検査を受けた職員(以下「総合健診職員」という。)以外の職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

なお、「一般定期健康診断」の「受診実人員」の項の( )内には、対象者以外に受診した職員について外数として記入すること。

(3) 「精密検査対象者数」の項には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果、更に検査が必要と

## 2 記入要領

(略)

(一般の健康診断)

(1) (略)

(2) 「受診実人員」の項には、検査の対象者で受診した職員について記入すること。

なお、「一般定期健康診断」の「受診実人員」の項の( )内には、対象者以外に受診した職員について外数として記入すること。

(3) 「精密検査対象者数」の項には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果、更に検査が必要と

認められた職員の数、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については第22条の4関係第11項に定める要件に該当した職員の数、それぞれ記入すること。この場合において、「一般定期健康診断」の欄については、総合健診職員以外の職員の数、総合健診職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

なお、「一般定期健康診断」の「精密検査対象者数」の項の（ ）内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。

- (4) 「精密検査実施数」の項には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果、更に必要と認められる検査を受診した職員の数、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については規則第22条の4第4項に規定する面接指導を受けた職員の数、

認められた職員の数、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については第22条の4関係第11項に定める要件に該当した職員の数、それぞれ記入すること。

なお、「一般定期健康診断」の「精密検査対象者数」の項の（ ）内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。

- (4) 「精密検査実施数」の項には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果、更に必要と認められる検査を受診した職員の数、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については規則第22条の4第4項に規定する面接指導を受けた職員の数、

それぞれ記入すること。この場  
合において、「一般定期健康診  
断」の欄については、総合健診  
職員以外の職員の数を該当欄の  
左欄に、総合健診職員の数を該  
当欄の右欄に記入すること。

なお、「一般定期健康診断」  
の「精密検査実施数」の項の（  
）内には、(1)の対象者以外の  
職員について外数として記入す  
ること。

- (5) 「経過観察実施数」の項には  
、報告年度内に経過観察のため  
、必要な検査を受診した職員の  
数を記入すること。この場合に  
おいて、「一般定期健康診断」  
の欄については、総合健診職員  
以外の職員の数を該当欄の左欄  
に、総合健診職員の数を該当欄  
の右欄に記入すること。

なお、「一般定期健康診断」  
の「経過観察実施数」の項の（  
）内には、(1)の対象者以外の  
職員について外数として記入す  
ること。

(6)～(8) (略)

それぞれ記入すること。

なお、「一般定期健康診断」  
の「精密検査実施数」の項の（  
）内には、(1)の対象者以外の  
職員について外数として記入す  
ること。

- (5) 「経過観察実施数」の項には  
、報告年度内に経過観察のため  
、必要な検査を受診した職員の  
数を記入すること。

なお、「一般定期健康診断」  
の「経過観察実施数」の項の（  
）内には、(1)の対象者以外の  
職員について外数として記入す  
ること。

(6)～(8) (略)

(9) 「非常勤職員の健康診断」の欄には、規則第20条第2項第1号に掲げる一般定期健康診断に関し、規則別表第3に掲げる業務に6月を超えて従事する非常勤職員（国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。以下この(9)及び(10)において同じ。）及び第19条及び第20条関係第3項(2)に掲げる非常勤職員について記入すること。この場合において、総合健診職員に相当する非常勤職員以外の非常勤職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員に相当する非常勤職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

なお、（ ）内には、当該健康診断に関し、対象者以外の非常勤職員について外数として記入すること。

(10)～(13) (略)

(特別の健康診断)

(1) 「受診実人員」及び「受診延人員」の項には、検査の対象者

(9) 「非常勤職員の健康診断」の欄には、規則第20条第2項第1号に掲げる一般定期健康診断に関し、規則別表第3に掲げる業務に6月を超えて従事する非常勤職員（国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。(10)において同じ。）及び第19条及び第20条関係第3項(2)に掲げる非常勤職員について記入すること。

なお、（ ）内には、当該健康診断に関し、これらの非常勤職員以外の非常勤職員について外数として記入すること。

(10)～(13) (略)

(特別の健康診断)

(1) 「受診実人員」及び「受診延人員」の項には、検査の対象者

で受診した職員について記入すること。この場合において、総合健診職員（「受診実人員」の項においては、報告年度内に受診した検査が総合健診の検査のみであった者に限る。以下この(1)において同じ。）以外の職員の数<sup>1</sup>を該当欄の左欄に、総合健診職員<sup>2</sup>の数を該当欄の右欄に記入すること。

(2) 「精密検査対象者数」の項には、各健康診断を受診した結果、更に検査が必要と認められた職員<sup>1</sup>の数を記入すること。この場合において、総合健診職員以外の職員<sup>2</sup>の数を該当欄の左欄に、総合健診職員<sup>3</sup>の数を該当欄の右欄に記入すること。

(3) 「精密検査実施数」の項には、各健康診断を受診した結果、更に必要と認められる検査を受診した職員<sup>1</sup>の数を記入すること。この場合において、総合健診職員以外の職員<sup>2</sup>の数を該当欄の左欄に、総合健診職員<sup>3</sup>の数を該当欄の右欄に記入すること。

で受診した職員について記入すること。

(新設)

(新設)

(4) 「経過観察実施数」の項には、報告年度内に経過観察のため、必要な検査を受診した職員の数を記入すること。この場合において、総合健診職員以外の職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

(5)～(8) (略)

(指導区分及び事後措置)

(1) (略)

(2) 「医療の面」、「生活規正の面」及び「就業禁止」の項には、それぞれの指導区分及び事後措置に応じて該当欄に記入すること。この場合において、「臨時の健康診断」及び「採用時の健康診断」以外の欄については、規則第22条第2項の規定により規則第20条の健康診断における検査に代えた検査(以下この(2)において「総合健診による検査」という。)以外の検査の結果によって指導区分の決定若しくは変更又は事後措置を受けた職員の数<sup>を</sup>該当欄の左欄に

(新設)

(2)～(5) (略)

(指導区分及び事後措置)

(1) (略)

(2) 「医療の面」、「生活規正の面」及び「就業禁止」の項には、それぞれの指導区分及び事後措置に応じて該当欄に記入すること。この場合において、「臨時の健康診断」及び「採用時の健康診断」以外の欄については、規則第22条第2項の規定により職員が総合的な健康診査で受けた検査をもって規則第20条の健康診断における検査に代えたもの(この(2)において「総合健診による検査」という。)以外の検査の結果によって指導区分の決定若しくは変更又は事

<p>、総合健診による検査の結果によって指導区分の決定若しくは変更又は事後措置を受けた職員の数に該当欄の右欄に記入すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>後措置を受けた職員の数に該当欄の左欄に、総合健診による検査の結果によって指導区分の決定若しくは変更又は事後措置を受けた職員の数に該当欄の右欄に記入すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>
---	--

以 上